



随時且つ任意に移動するために階段、デッキ等は上記の様に移動の支障にならな事、金属による結合はしない事。

1、デッキが移動の妨げにならない状態(図A参照)

デッキ等の設置はトレーラーハウスの移動に支障のない場所に設置する。

2、階段を設置するが、トレーラーハウスが移動するのに容易に動かす事ができ、移動の妨げにならない。(図B参照)

階段などの設置は階段を容易に動かせる状態でトレーラーハウスの移動に支障の無いこと。

* 随時かつ任意に移動できるためのシステムです。